

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和3年9月10日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
阿賀川河川事務所長 峰 隆典

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度阿賀川直轄改修事業に係る広報業務

(2) 業務内容

本業務は、令和3年に100年経過という節目を迎えた阿賀川直轄改修事業について、これまで実施してきた事業と社会経済との関わりや、今後の防災・川づくりなどを流域の住民等に広く周知啓蒙するため、広報を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年1月14日

(4) 履行場所（納入場所）

北陸地方整備局阿賀川河川事務所 福島県会津若松市表町2-70

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有するのは、以下の要件を満たしている者（単体企業）とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「広告・宣伝」のA、B、C又はD等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を申請していること。

(3) 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）

(5) 企画提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては

執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 企画提案書の提出期限の日から契約締結の時までの期間に北陸地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 企画提案書の提出者は、福島県内に本店、支店又は営業所等が存すること。

(9) 本業務を実施するに当たり、全体を管理する技術者(管理担当者)を1名配置できること。当該技術者(管理担当者)については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

(10) 企画提案書の提出者は、平成23年度以降から公示日までに元請けとして受注し完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した下記[1]若しくは[2]の実績を有すること(再委託による業務の実績は含まない。)

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

【同種業務】

[1] 国土交通省関係事業の「河川」に係る広報

【類似業務】

[2] 福島県又は福島県内自治体関係事業の「河川」に係る広報

3. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の提出者の経験及び能力

同種又は類似の業務実績

(2) 業務の実施方針

業務理解度、実施体制等

(3) 特定テーマに対する提案

特定テーマの的確性、実現性

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況、法認定

4. 手続等

(1) 担当部局

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70

北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 総務課

電話：0242-26-6441

電子メール：agagawa-soumu@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月30日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分までに電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、着信確認を行うこと。

② 交付場所(窓口)

(1)に同じ。

③ 交付方法

交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は窓口で書面での交付を行う。

また、電子データでの交付を希望する者には、記録媒体(CD-R等)を(1)

に持参又は郵送（返送用封筒（切手添付）を同封）することにより電子データを交付するので、（１）にその旨連絡すること。

（３）企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和３年９月３０日（木）１２時００分

②提出場所

（１）に同じ。

③提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

ただし、押印を省略した企画提案書については、電子メールによる提出を認める。なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書に必ず記載し、送信後、着信確認を実施すること。

（４）説明会の日時及び場所等

実施しない。

（５）企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施しない。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口 ４．（１）に同じ。

（３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

（５）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

（６）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の承諾を得なければならない。

（７）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（８）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（９）その他の詳細は説明書による。

－以 上－